

令和5年5月●日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信 様

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
委員長 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員政治倫理条例審査結果報告書（案）

令和5年4月3日付けで受理され、同月13日に本審査会に審査を求められた調査請求書について、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第9条第1項に基づき下記の通り報告する。

記

1. 被審査議員

- ①鈴木貞行議員
- ②小倉博議員

2. 審査対象となった事由とその内容（調査請求書の原文のまま）

1月22日執行されたかすみがうら市議会議員選挙におきまして最終学歴の記載について学歴詐称の疑いがある事案につきまして審査をお願いします。

最終学歴

千葉大学園芸学部園芸別科は学校教育法の学歴にあたらぬ事で「修了」、卒業と記載することは詐称にあたると思われる事。

また、小倉氏は千葉大果樹専攻科終了とあるが、最終学歴ではないと思われる。

3. 審査結果

(1) 審査経過

○第1回審査会 令和5年4月13日（木）（審査対象の適否）

議長からの委員の指名の後、委員長及び副委員長を選出、審査方法を確認した。調査請求の内容について、申出議員から説明を求め、質疑を行い、各委員から意見を徴した。

選挙管理委員会での取り扱い状況も確認すべきとの意見が出される。

○第2回審査会 令和5年4月21日（金）（政治倫理基準に違反する行為の存否）

前回の審査会での意見を受けて選挙管理委員会に出席を求め、取り扱い状況を確認した。

審査の参考とするため、被審査議員に出席を求め、審査対象となっている内容について聴取し、各委員から意見を徴した。

(被審査議員の主旨)

- ①鈴木貞行議員：本件履歴をこれまでずっと卒業と認識していた。卒業ではなかったことを今回初めて認識したことから訂正したい。また、職歴についても、すべて正社員として勤務した。
- ②小倉博議員：自身の履歴であることは変わらない。申し出議員の主張するものが学歴の定義であるとするれば、自らの履歴は学歴ではないかもしれない。自らも大学へ照会してみる。

当該履歴は学歴としても差し支えないかについて、本審査会として当該大学へ照会することとなった。

○第3回審査会 令和5年5月12日(金)

審査結果報告書(案)の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

(2) 審査結論

本審査会において、議論の端緒となったのは、選挙公報の『鈴木貞行議員：千葉大学園芸学部園芸別科卒業』『小倉博議員：千葉大学園芸学部農業別科果樹専攻科修了』という表記は、正しいものと言えるのであろうか、ということである。

まず、『卒業』という表記は正しいであろうか。被審査両議員からの意見聴取の際に、持参いただき示していただいたように、両氏とも所持しているものは『卒業』を示すものではなく『修了』を示すものであった。

次に、被審査両議員は学歴としているが正しい表記と言えるであろうか。申し出議員である佐藤議員が示した書類からすれば、学歴と言えるようには伺えない。一方、審査会として、千葉大学園芸学部にもメール照会したところ、“学歴としても差し支えない”との回答(別添資料参照)であった。

選挙公報は、有権者にとっては投票行動に影響を与える重要な一資料となるものであることから誤解のない、実態に沿った適切な表記が望ましいと思われる。

本審査会としては、議論のあった内容を議長へ報告し、判断は有権者に委ねたい。

4. かすみがうら市議会議員議員政治倫理審査会名簿

	番号	氏名
委員長	16	矢口 龍人
	15	佐藤 文雄
	13	岡崎 勉
副委員長	8	久松 公生
	7	櫻井 健一

5. 会議録

別紙のとおり。